

高齢者施設等へ、平時からしておいていただきたいこと

下記の項目を平時からやっておくことにより、万が一、施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、初動対応をスムーズに進めることができます。

1. 施設職員・利用者の体調チェックと記録をおこなってください。
2. 施設職員の勤務体制の把握と記録をおこなってください。
3. 衛生物品（マスク、アルコール、ガウン、手袋、フェイスシールド）の在庫の確認をおこなってください。
4. 看護師を配置している施設においては、施設管理者と看護師が連携を取り感染対策をおこなってください。
5. また、施設管理者や看護師のみならず、施設職員全員と、感染対策に関する情報や意識の共有をおこなってください。

施設内へ持ち込ませないための感染対策については、下記情報を参考に、施設内で話し合いマニュアルやルールの策定をおこなってください。

- ・当センターが過去に開催した、新型コロナウイルス感染症対策オンライン研修会の YouTube 配信
- ・厚生労働省が配信している通知、資料、YouTube 配信

詳しくは、当センターホームページのお知らせページにある「新型コロナウイルス感染症対策に関する情報一覧」をご覧ください。



在宅ゆい丸センター

一般社団法人 中部地区医師会
在宅医療・介護連携推進事業